

文化施設利用者 様

豊橋市役所文化・スポーツ部
「文化のまち」づくり課長 鈴木 一弘

国の緊急事態宣言の全面解除に伴う文化施設の対応について
(令和2年5月27日時点)

日頃より本市の文化振興に格別のご配意を賜り厚くお礼申し上げます。

令和2年5月25日、国は「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を全面的に解除し、26日、愛知県も県独自の緊急事態宣言の解除を決定しました。

本市では、国及び県の対応を踏まえた上で、令和2年6月1日から、全ての文化施設を感染防止対策に留意し、再開いたします。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症への警戒を継続する必要があることから、施設の利用にあたっては、「2 利用上の注意事項」に記載のとおり、感染防止対策を講じた上でご利用頂きますようお願い申し上げます。

文化施設を利用頂く皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 再開施設、日時

施設		再開日時
豊橋市民文化会館 西川芸能練習場 豊橋市公会堂 三の丸会館 ライフポートとよはし	全ての諸室	5月25日(月) 再開済
アイプラザ豊橋	<u>体育室</u>	<u>6月1日(月)</u>
	上記を除く諸室	5月25日(月) 再開済
穂の国とよはし芸術劇場	<u>創造活動室 E・F・G</u>	<u>6月1日(月)</u>
	上記を除く諸室	5月25日(月) 再開済

2 利用上の注意事項

- (1) 「新しい生活様式」の実践により、感染防止対策の徹底をお願いします。
身体的距離の確保(できるだけ2m、最低1m)、マスクの着用、手洗い等
- (2) 発熱又は風邪の症状がある場合には、来館をお控えください。また、そのような状況が見受けられた場合、スタッフがお声を掛け、退館をお願いする場合がございますので、ご了承ください。

(3) 趣味やサークル活動での利用を再開しますが、カラオケ・コーラス・ダンス等の大声での発声、歌唱や声援等を伴うものは、当面の間、利用自粛をお願いします。

(注) 大声での発声等を伴わないダンスについては、利用可能です。

(4) イベント開催制限の段階的緩和の目安について

県が公表した「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」に基づき、本市においても、イベント開催制限について段階的に緩和していきます。

<概要 (一部抜粋) >

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (観客の移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50% (屋外200人)】 *特定の地域からの未場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】(ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)		○ *特定の地域からの未場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月1日 を目途 *ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) *感染状況を踏まえて、判断。	

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

<参照>愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/taisakusisin.html>

(5) 利用定員の制限について

利用者1人につき4㎡以上の確保、または、定員数の半分以下が利用の目安となります。これを超える利用につきましては、中止や延期又は規模縮小等の対応をして頂くようお願いします。

<注意>

上記(4)、(5)の人数等の要件は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合(例:ホールでの舞台と観客席)には、参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合(例:会議室、展示室等の主催者と参加者等)には、両者を合計した数とします。

3 キャンセル料金の還付について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に施設利用を取消しする場合は、キャンセル料金を頂くことはなく、既にお支払い済みの利用料金につきましては還付させていただきますが、今後も当面の間、同様の対応をいたします。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

<問合せ先>

豊橋市役所文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話：0532-51-2875 / Fax：0532-56-1081 / Email: bunka@city.toyohashi.lg.jp

<各施設連絡先>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・市民文化会館、西川芸能練習場 | 電話：0532-61-5111 |
| ・豊橋市公会堂 | 電話：0532-51-3077 |
| ・三の丸会館 | 電話：0532-56-6022 |
| ・ライフポートとよはし | 電話：0532-33-2111 |
| ・アイプラザ豊橋 | 電話：0532-46-7181 |
| ・穂の国とよはし芸術劇場 | 電話：0532-39-8810 |